

2026年2月16日

CHEMIPAZ 株式会社

外部主導の調査委員会による当社グループ品質等不正に係る 調査結果の概要および再発防止体制について

CHEMIPAZ 株式会社（本社：東京都中央区日本橋本町、代表取締役社長：湯田 克久。以下、「当社」）は、2025年9月8日付で、「国内向け製紙用薬品における試験表記載および安全関連表記に係る不正と今後の対応方針について」（以下、「前回公表内容」）を社外公表いたしました。

その後、2025年9月26日、当社および当社連結子会社（以下、「当社グループ」）の品質等に関する不正行為の網羅的かつ信頼性の高い第三者視点の調査、原因分析および再発防止策の作成を目的として、当社と顧問契約のない西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の弁護士で構成される調査委員会（以下、「委員会」）を設置しました。

当社は、2026年2月3日、委員会より調査報告書を受領し、その概要と再発防止体制の構築について以下の通り取りまとめ、2026年2月16日開催の取締役会において、その内容と公表について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 委員会調査報告書の概要（詳細は、別紙に記載）

(1) 委員会は、当社グループ内不正事案の網羅的調査を2025年9月から実施していた社内調査チーム（以下、「社内調査チーム」）の調査結果・関係資料を精査および検証し、必要に応じて社内調査チームに指示して追加調査を実施することで、調査の十分性・網羅性を担保するとともに、品質等に関する不正（以下、「不正」）に関する役職員へのヒアリングや、メールデータ等のレビューによるフォレンジック調査を実施しました。加えて、全役職員に対して、製品の品質等に関する不正の有無等に関する緊急アンケートを行い、これにより新たに判明した事案については追加ヒアリング等の必要な調査を行いました。

(2) 委員会調査の結果、確認された不正の主な内容は以下の通りです。前回公表時には判明していなかった不正が確認された他、以下の①②に係る不正が複数事業にまたがって広範に認められました。なお、製品の安全性に影響を与える事象は確認されておりません。

- ① 検査不正（前回公表内容を含む。全件について是正または是正開始済み）
- ② SDS・ラベル表示不備（全件について是正または是正開始済み）
- ③ 法令違反（危険物管理・化学物質管理・工場排水管理・局所排気装置に関する事項。全件について所管行政機関へ報告済みまたは報告準備中。全件について是正または是正開始済み）

(3) 委員会から不正の原因として挙げられたのは、品質保証の本質に係る理解の不足とコンプライア

ンス意識の欠如、品質保証・品質管理体制の脆弱さ、ルールの整備と周知の不足、法規管理体制の脆弱さ、品質に係る文書管理不備、監査等の牽制の仕組みの不備、規格設定に関する仕組みや部門間連携の不足、低調な内部通報制度の利用の計 8 点です。

(4) 委員会からは、再発防止策に係る提言として、経営トップによるメッセージの継続的な発信、定期的な教育の実施、事業部門から独立した品質保証部門の設置と体系的な品質マネジメントシステム（以下、「QMS」）の構築、関連ルール・手順の網羅的な整備、法令遵守体制と権限の明確化、文書管理の再設計、品質データに踏み込む監査の強化（ISO9001に基づく内部・外部監査含む）、製・販・技の連携と規格変更プロセスの明確化、内部通報制度の再周知と通報対象の明確化が提示されました。

2. 当社グループの再発防止体制構築について

当社は、調査報告書を踏まえ、社内規程に則り、不正事案に関与した社員に対する責任の明確化を含む必要な諸措置ならびに組織運営に係る是正を実施してまいります。

2025 年 9 月以降、取締役副社長執行役員 COO であった湯田克久（現代表取締役社長執行役員 CEO）（以下、「現社長」）が中心となり、品質保証を含むコンプライアンスの抜本的改革を企図した対応を協議し、以下に記載する各アクションを実施済みないしは実施中であり、また、お客様に対しても既に現在の対応状況に関するご説明を始めております。

今回実施済みないしは実施中のアクションの内容は、調査報告書の再発防止に係る提言を全てカバーしています。なお、当社グループ全体における品質保証体制の再構築および QMS の整備・定着には、その展開と運用の定着を含め概ね 1~2 年の期間を要する見込みです。その間も、リスクの高い領域から優先して運用強化と改善を進め、不断の検証と是正を通じて、品質を最優先とする企業文化を再構築し、お客様、関係各位ならびに社会の皆様からの信頼回復に、全力で取り組んでまいります。

- (1) 2025 年 9 月以降、当社グループ内における一連の不正について、現社長が全社員へ説明するとともに、「コンプライアンスを経営の中核に置く」というメッセージを発信しており、今後も発信を継続してまいります。また 2026 年 1 月末に策定完了した新中期経営計画 2030 においても、本メッセージを改めて明言いたしました。
- (2) 2025 年 11 月開催の取締役会において、事業部門から独立した品質保証本部を設置すること、品質保証体系・体制構築の豊富な経験を持つ外部人材を採用することを決定し、2026 年 1 月 1 日付で同本部を発足させました。現社長が品質保証担当役員を兼務し、当該外部人材が品質保証本部長に就任いたしました。2028 年に ISO9001 取得プロセスに入ることを目標に、品質保証体系・体制の構築を開始しております。
- (3) 2025 年 12 月開催の取締役会において、現社長直轄の機関としてコンプライアンス委員会を設置することを決定し、2026 年 1 月 1 日付で同委員会を発足し、同月より開催しております。本委

員会は、当社グループのコンプライアンスに係るガバナンス体制の整備・運用の監督、重点リスクの特定・要対応事項の優先付け、コンプライアンス行動規範と関連規程の制定／改廃方針の決定と内容の審議、コンプライアンス教育・研修の方針決定および実施状況管理等を担います。本委員会は原則四半期毎に開催しておりますが、不正への対応に鑑み 2026 年度は毎月開催することとし、当社グループのコンプライアンスに係る体制等を早急に再構築してまいります。

改めまして、この度はお客様をはじめ関係各位に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。当社グループは、現社長の責任の下、調査報告書に記載された提言を基に決定した諸施策を継続的に実行し、運用状況の不断の検証および改善を重ねてまいります。またコンプライアンスを経営の中核に据えるとともに、再発防止策の徹底と信頼回復に、グループ一丸となって取り組んでまいります。

(本件に関するお問い合わせ先)

CHEMIPAZ 株式会社

Email: QM2026@chemipaz.co.jp

(別紙)

1. 委員会の調査内容

- (1) 委員会は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の弁護士である平尾 覚氏、宮本 聰氏らによって構成されております。
- (2) 委員会は、当社の社内調査チームより不正に係る調査結果および関係資料の提供を受け、その内容を精査・検証しました。また、社内調査チームの調査手法・分析の妥当性を委員会が検証のうえ、必要に応じて社内調査チームに指示して追加調査を実施することで、調査の十分性・網羅性を担保しました。さらに、社内調査チームの調査結果とその原因・背景等を明らかにするため、対象事案に関連する役職員に対してヒアリングを実施しました。
- (3) 委員会は、社内調査チームの調査結果から判明した事案以外の不正の有無を網羅的に確認するため、当社グループに所属する全役職員合計 782 名を対象に、品質・安全コンプライアンスに関する緊急調査アンケートを実施し、732 名から回答を得ました。アンケートにより新たに判明した事案に関しては、回答した役職員に対して委員会がヒアリングを実施するなど、必要な調査を実施しました。
- (4) 重要性の高い事案にもかかわらず退職により一部の主要な関係者のヒアリングが実施できなかった事案では、外部フォレンジック業者を起用し、委員会がメールサーバ等に保存されていた関係者のメールデータをレビューしました。

2. 委員会の調査結果概要

委員会の調査によって明らかになった不正は、以下の通りであり、前回公表時には判明していなかった不正が確認された他、検査不正と SDS・ラベル表示不備については複数事業にまたがって広範に不正が認められております。なお、製品の安全性に影響を与える事象は確認されておりません。

これら不正に関連した当社製品の出荷につきましては、適正かつ適切な対応についてお客様と協議させて頂いております。

① 検査不正

前回公表内容を含め、下記 4 種類の不正が確認された。全件について是正または是正開始済み。

- (ア) 測定値書換
- (イ) 検査条件変更
- (ウ) 検査省略
- (エ) 報告日操作

② SDS・ラベル表示不備

前回公表内容を含め、下記 4 種類の不正が確認された。全件について是正または是正開始済み。

- (ア) SDS 含有量過少表示
- (イ) ラベル表示漏れ
- (ウ) SDS 未作成・未更新など
- (エ) SDS とラベルの情報不一致

③ 法令違反

下記 4 種類の法令違反が確認された。全件について所管行政機関へ報告または報告準備中。全件について是正または是正開始済み。

- (ア) 危険物倉庫の危険物管理等に関する違反
- (イ) 化学物質管理に関する違反
- (ウ) 工場排水管理に関する違反
- (エ) 局所排気装置設置に関する違反

3. 委員会の原因分析および再発防止策の提言

委員会より、以下 8 項目に係る原因分析と、再発防止策に関する提言がありました。

(1) 品質保証の本質に係る理解の不足とコンプライアンス意識の欠如

【原因】「品質に問題がなければよい」との正当化、2000 年代以前からルール違反が常態化したことによる意識の鈍麻、ISO9001 未取得拠点の多さ、全社的・継続的なコンプライアンス教育の不足。

【提言】経営トップの継続的なメッセージ発信、定期的なコンプライアンス／品質教育の実施、全拠点での ISO9001 取得。

(2) 品質保証・品質管理体制の脆弱さ

【原因】全社的・体系的な QMS が存在しない。品質の全社統括・監督組織が 1～2 名と脆弱であり、品質活動が工場現場に依存。ISO9001 未取得拠点が多く監査が行われていない。

【提言】事業部門から独立した品質保証部門の設置と体系的 QMS の構築、全拠点での ISO9001 取得。

(3) ルールの整備と周知の不足

【原因】業務ルール／手順の欠落や未整備。既存ルールも周知不十分で遵守されていない。

【提言】ルール・手順書の網羅的な整備、現場実態に合わせた改廃、全役職員が業務ルールへアクセスできる仕組み整備。

(4) 法規管理体制の脆弱さ

【原因】法規適合性チェックの仕組みと、遵守状態を維持する体制が不十分。

【提言】法規管理体制の整備、役割・権限の明確化・見直し。

(5) 品質に係る文書管理不備

【原因】品質関連文書の欠落、納入仕様書等の改定未実施。

【提言】品質文書管理体制の見直し。

(6)監査等の牽制の仕組みの不備

【原因】品質監査が実質的に業務確認にとどまり、検査データの正確性等は監査できていない。

【提言】他部署による QA 観点の内部監査、監査の強化（データまで踏み込むサンプルチェック）。ISO9001 に基づく内部・外部監査の導入。

(7)規格設定に関する仕組みや部門間連携の不足

【原因】仕様書作成時にデザインレビュー等の協議プロセスがない。規格維持が困難な場合に部門間連携がなく顧客との協議が実施されていない。

【提言】製・販・技の連携強化と定期的な課題共有等、規格値の決定・変更プロセスの明確化。

(8) 低調な内部通報制度の利用

【原因】内部通報制度が有効に機能しておらず、緊急アンケートで新たな不正が一定数判明。品質等に関する通報が内部通報の対象となる旨や通報者の保護等に係る周知が不十分であつた可能性がある。

【提言】内部通報制度の再周知、品質不正も通報対象である旨の明確化。

以上